

資本制度の見直し

資料1

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の減少
現行	① 1 / 20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ② 残額は議会の議決により処分可	① 原則不可 ② 補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③ 利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。

②資本剰余金の処分についての今後の処理例(その2)

【平成23年8月30日通知抜粋】

- ① 資本剰余金の処分を行う際には、その処分が当該地方公営企業の公益性と経済性を増進し、経営の健全性を確保したものであること。
- ② 資本剰余金に整理すべき資金（資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（物件にあつては、その適正な見積価格をいう。）をいう。）をもって取得した固定資産で、いわゆる「みなし償却」により減価償却を行わなかった部分に相当するものがある場合、当該部分に相当する額の資本剰余金は当該固定資産の除却等と関連付けて処分されるべきものであり、当該固定資産の除却等とは無関係に取り崩したり、欠損補てんに使用したりすることは、適正な処理とはいえないものであること。
- ③ 今後も資本剰余金はその発生の事実に基づき、適当な区分に従って整理されるべきものであること（法第20条第2項）。
- ④ 資本剰余金から利益剰余金への振替は、住民や議会に対して当該地方公営企業の経営状況や財政状況を十分に説明した上でなされるべきものであり、資本取引と損益取引を明確に区分するためにも（令第9条第3項）、年度途中で資本剰余金を減じ、繰越利益剰余金に振り替える等の処理を行うことは予定していないものであること。

②資本剰余金の処分についての今後の処理例(その3)

【みなし償却に係る資産の譲渡等により生じた損失の直接補填について】

- 資本剰余金の処分は、議会の関与のもと各地方公営企業における決定にゆだねることとしたことから、資本剰余金を処分することができる場合を定めていた規定を廃止。これにより、みなし償却に係る資産の譲渡・撤去等により損失が生じたとき、議会の関与無く、資本剰余金をもって直接損失を補填していた従来の処理はできなくなった。(旧令 § 24の2)
- 引き続き直接補填(相殺)を行うためには、各団体において条例にその取扱いを認める規定を置く必要があること。
- なお、今後の会計基準の見直しに伴い、みなし償却制度は廃止される予定であることに留意すること。

【条例で規定する場合の例】

(資本剰余金)

第〇条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次の各号に定める方法により処分するものとする。この場合、……の順に処分するものとする。

- 一 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- 二 前号の方法により処分した後の額の〇分の〇を資本金に組み入れる方法
- 三 ……

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

④ その他の処理についての今後の処理例

- 利益積立金、任意積立金及び資本剰余金を用いて欠損の処理を行う際の順位を定めた規定を廃止した。(旧法 § 32の2、旧令 § 24の3)
- その他、所要の改正を行った。(旧則別表 § 12～14)

【改正後様式例】

別表第十二号(第十二条関係)

剰余金計算書様式
平成何年度(地方公共団体名)何事業剰余金計算書
(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

	資本金	剰余金										資本合計
		資本剰余金					利益剰余金					
		再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	何々	資本剰余金合計	減債積立金	利益積立金	何々積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高												
前年度処分額												
議会の議決による処分額												
何々												
何々												
条例第 条による処分額												
何々												
何々												
処分後残高											(繰越利益剰余金)	
当年度変動額												
何々												
何々												
当年度純利益												
当年度末残高											(繰越利益剰余金)	

- (注) 1 欠損金計算書は、この様式に準じて作成すること。
 2 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。
 3 前年度処分額、当年度変動額の欄中「何々」とあるのは、処分、変動の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填、出資の受入れなど)ごとに記載すること。
 4 議会の議決による処分額の欄は、法第32条第2項から第4項の規定による議決による処分を行ったものについて、条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、それぞれ記載するものであること。

別表第十三号(第十二条関係)

剰余金処分計算書様式
平成何年度(地方公共団体名)何事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高			
議会の議決による処分額			
何々			
何々			
条例第 条による処分額			
何々			
何々			
処分後残高			(繰越利益剰余金)

- (注) 1 欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。
 2 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。
 3 「何々」は、処分の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填など)ごとに記載すること。
 4 条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、記載するものであること。

【平成23年8月30日通知抜粋】

- ① 一般的に欠損の処理を行う場合には、資本金の性質等に照らし、資本金よりも資本剰余金が、資本剰余金よりも利益積立金が先に取り崩されるものと考えられるが、最終的には議会の関与を経て、資本金・剰余金の性質や各地方公営企業の実情を踏まえた適切な判断が求められるものであること。
- ② 則 § 12により準ずるものとされている別表の様式について、各地方公営企業の実態に応じたより適切な表示のため、項目の名称の変更、項目の追加、資本の各項目を縦に並べる様式により作成すること等は差し支えないものであること。

⑤適用時期にかかる留意事項

- 資本制度見直しに係る関係法令は、平成24年4月1日から施行する。

【留意事項】

- 改正後の法第32条及び第32条の2の規定は、平成24年4月1日以降に行われる平成23年度の決算から適用される。
- 平成23年度に生じた利益の法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務は発生しない。
- 平成23年度に生じた利益及び資本剰余金の処分は条例又は議会の議決によることとなる。
条例により当該利益及び資本剰余金を処分する場合には、関係法令施行前の平成24年3月までに制定することが望ましい。
議会の議決により当該利益及び資本剰余金を処分する場合には、当該利益及び資本剰余金の額の確定後、決算の認定を受けるまでに議決を求める必要がある。
- 改正後の施行規則別表第12号から14号様式についても平成23年度決算から適用される。